

板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱

平成29年3月8日区長決定
平成31年4月1日一部改正
令和2年12月4日一部改正
令和3年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、区が保有する強制徴収公債権の滞納整理事務を一元化するために、滞納整理事務の移管を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険料等 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料（延長保育料を除く。）をいう。
- (2) 滞納債権 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく督促を行った保険料等の債権であって、督促で定めた期限までに完納されていないものをいう。
- (3) 滞納者 滞納債権の納付義務者をいう。
- (4) 所管課 保険料等を所管する課をいう。
- (5) 所管課長 所管課の課長をいう。

(滞納整理事務の移管)

第3条 納税課長は、所管課長と協議の上、滞納者が次条第1項に規定する移管協議の時点において特別区税も滞納している場合又は次条第4項で決定した滞納整理事務移管対象者と同居する親族に滞納者が存し当該滞納者の同意を得た場合は、滞納債権の全部又は一部に係る滞納整理事務を所管課長から受けることができる。

(移管手続)

第4条 所管課長は、滞納整理事務を移管しようとする場合は、滞納整理事務移管協議依頼書（様式第1号）により納税課長に協議を依頼するものとする。

2 納税課長は、前項の規定による依頼を受けたとき又は納税課長が必要と認

めたときは、所管課長と協議を行い、移管可能な件数の範囲内で滞納整理事務移管候補者を決定し、滞納整理事務移管候補者決定通知書（様式第2号）により所管課長に通知するものとする。

3 前項の規定による通知書を受けた所管課長は、滞納者に対して滞納整理事務移管予告通知書（国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については様式第3号、保育料については様式第3号の2）を送付するものとし、当該通知書で指定した期日までの間の滞納者の納付状況等をもとに、滞納整理事務を移管しようとする場合は、滞納整理事務移管協議依頼書（様式第1号）により納税課長に再協議を依頼するものとする。

4 納税課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、所管課長と再協議を行い、滞納整理事務移管対象者を決定し、滞納整理事務移管対象者決定通知書（様式第4号）により所管課長に通知するものとする。

5 前項の規定による通知書を受けた所管課長は、滞納整理事務移管対象者に係る必要な情報をシステム又は書類により納税課長に引き継ぐものとする。この場合において、所管課長は、滞納整理事務移管対象者に係る必要な情報を書類により引き継ぐ場合は、滞納整理事務移管引継書（様式第5号）によるものとする。

6 納税課長は、前項の規定により引継を受けた場合は、滞納者に対して滞納整理事務移管通知書（国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については様式第6号、保育料については様式第6号の2）を送付するものとする。

（移管する滞納整理事務）

第5条 移管する滞納整理事務は、滞納債権に係る納付交渉、随時の催告、収納、財産等の調査、滞納処分とする。ただし、滞納処分の執行停止については所管課で行うものとする。

2 時効の完成猶予・更新は、双方協議の上、納税課と所管課がともに行うものとする。

（所管課と納税課との連絡）

第6条 所管課長は、滞納整理事務移管対象者について、調定額の変更、納付等による未納額の変更、時効の完成猶予・更新・完成等連絡が必要と認められることが生じた場合は、速やかに納税課長に連絡するものとする。

2 納税課長は、滞納整理事務移管対象者について、納付等による未納額の変更、滞納処分等による時効の完成猶予・更新、滞納処分に基づく配当等連絡

が必要と認められることが生じた場合は、速やかに所管課長に連絡するものとする。

3 納税課長は、滞納整理事務移管対象者に係る滞納整理事務の経過を記録し、逐次所管課長に連絡するものとする。

(移管の解除)

第7条 納税課長は、滞納整理事務移管対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、滞納整理事務の移管を解除するものとする。

- (1) 徴収等により滞納債権が消滅したとき。
- (2) 納付誓約等により概ね6か月以内の完納が確実に認められるとき。
- (3) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (4) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (5) 滞納整理事務移管対象者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- (6) 移管から概ね2年を経過したが、納付交渉の経緯、滞納者の財産状況及び生活状況等から、完納が見込めないとき。
- (7) 所管課長から滞納整理事務の移管の解除の要請があったとき。
- (8) 前各号の規定にかかわらず、納税課長と所管課長が協議の上、滞納整理事務の移管の解除が適当であると認めたとき。

2 納税課長は前項の規定により滞納整理事務の移管を解除するときは、滞納整理事務移管解除通知書(様式第7号)により所管課長に通知するとともに、滞納整理事務の移管対象者に係る必要な情報をシステム又は書類により所管課長に引き継ぐものとする。この場合において、納税課長は、滞納整理事務を書類により引き継ぐ場合は、滞納整理事務移管解除引継書(様式第8号)によるものとする。

3 納税課長は第1項の規定により滞納整理事務の移管を解除したときは、滞納者に対して滞納整理事務移管解除通知書(様式第9号)を送付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、納税課長と所管課長とが協議して定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

納税課長

（移管元）

課長

（公印省略）

滞納整理事務移管協議依頼書

板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により、滞納整理事務の移管を行いたいので協議を依頼します。

記

1 移管協議対象者

様式第1号別紙のとおり。

合計 名

2 連絡先

部 課 係

電話

担当

様式第2号（第4条第2項関係）

年 月 日

課長 様

総務部納税課長
（公印省略）

滞納整理事務移管候補者決定通知書

板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり滞納整理事務移管候補者を決定したので通知します。

記

1 決定内容

滞納整理事務移管候補者 名（詳細は様式第2号別紙のとおり。）

2 連絡先

部 課 係

電話

担当

様式第3号（第4条第3項関係）

年 月 日

〒
住所

氏名 様

板橋区長

滞納整理事務移管予告通知書

あなたの 料については、これまで納付のお願いをしておりましたが、下記のとおりいまだに滞納となっています。つきましては、指定期限までに 課へおいでいただき、下記料を納付してください。

指定期限までに納付いただけないときは、 料に関する滞納整理事務を、滞納処分を専門的に行う納税課に移管した上で、あなたの財産（預金・給与・不動産等）を調査し、差押を執行します。

○おいでになるときは、本状をお持ちください。

指定期限 年 月 日

住所 又は 所在地								氏名 又は 名称		
科目	賦課	相年	通知書番号	期 (月)	未納額(円)		延滞金(円) (法律による金額)	合計額(円) (法律による金額)	納期限	備考
合 計										
作成日					備考					
延滞金										

※ この通知書は、板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第4条第3項の規定により送付しました。

※ すでに納付済の場合は本書行き違いですのでご了承ください。

納付のご相談は板橋区 部 課 電話

様式第3号の2（第4条第3項関係）

年 月 日

〒
住所

氏名 様

板橋区長

滞納整理事務移管予告通知書

あなたの保育料については、これまで納付のお願いをしまいましたが、別紙のとおりいまだに滞納となっています。つきましては、下記指定期限までに 課
においていただき保育料を納付してください。

指定期限までに納付いただけないときは、滞納となっている保育料のうち、全部又は一部についての滞納整理事務を、滞納処分を専門的に行う納税課に移管した上で、あなたの財産（預金・給与・不動産等）を調査し、差押を執行します。

なお、すでに納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。

○おいでになるときは、本状をお持ちください。

記

1 指定期限

年 月 日

2 連絡先

板橋区 部 課 係

〒

電話

※ この通知書は、板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第4条第3項の規定により送付しました。

様式第4号（第4条第4項関係）

年 月 日

課長 様

総務部納税課長
（公印省略）

滞納整理事務移管対象者決定通知書

板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第4条第4項の規定に基づき、 年 月 日付けで決定した滞納整理事務移管候補者のうちから下記のとおり滞納整理事務移管対象者を決定したので通知します。

記

1 決定内容

滞納整理事務移管対象者 名（詳細は様式第4号別紙のとおり。）

2 連絡先

部 課 係

電話

担当

様式第5号（第4条第5項関係）

滞納整理事務移管引継書（ 年 月 日）

移管元所属			
移管元担当者		電 話	
移管先所属			
滞納債権名			

滞納者	住 所			
	氏 名			
	生年月日		宛名番号	
	電話 1		電話 2	

書 類 名	有無	備考
滞納金額内訳書		
滞納金に係る期別、納期限、督促状発付日、納付履歴、時効到達日 が確認できる書類		
交渉経過記録		
差押調書（不・動・電・債（ ））		
差押調書（不・動・電・債（ ））		
差押調書（不・動・電・債（ ））		
参加差押調書・交付要求書		
参加差押調書・交付要求書		
参加差押調書・交付要求書		
固定資産税の課税台帳兼名寄帳（写）		
不動産登記簿謄本		
確定申告書（写）		
給与支払報告書（写）		
住民票		
戸籍謄本		
商業登記簿謄本		
照会・回答		

書類を引き継ぐ場合はこの引継書に記載（システムのみで引き継ぐ情報は記載不要）。

様式第6号 (第4条第6項関係)

年 月 日

〒
住所

氏名 様

板橋区長

滞納整理事務移管通知書

あなたの 料については、これまで納付のお願いをしておりましたが、下記のとおり
いまだに滞納となっています。そのため、 料に関する滞納整理事務を、差押等の滞納処分
を専門的に行う納税課に移管しましたので通知します。

つきましては、下記指定期限までに納税課へおいでいただき、納付してください。期限までにおいで
いただけないときは、あなたの財産（預金・給与・不動産等）を調査し、差押を執行します。

○おいでになるときは、本状をお持ちください。

指定期限 年 月 日

住 所 又は 所在地								氏 名 又は 名 称		
科目	賦課	相年	通知書番号	期 (月)	未納額(円)		延滞金(円) (法律による金額)	合計額(円) (法律による金額)	納期限	備考
合 計										
作成日					備考					
延滞金										

※ この通知書は、板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第4条第6項の規定により送付しました。

※ すでに納付済の場合は本書行き違いですのでご了承ください。

納付のご相談は板橋区 部 課 電話

様式第6号の2（第4条第6項関係）

年 月 日

〒
住所

氏名 様

板橋区長

滞納整理事務移管通知書

あなたの保育料について、これまで納付のお願いをしてまいりましたが、いまだに滞納となっています。そのため、滞納となっている保育料のうち、別紙に記載した部分についての滞納整理事務を、差押等の滞納処分を専門的に行う納税課に移管しましたので通知します。

つきましては、下記指定期限までに納税課へおいでいただき、納付してください。指定期限までにおいでいただけないときは、あなたの財産（預金・給与・不動産等）を調査し、差押を執行します。

なお、すでに納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。

○おいでになるときは、本状をお持ちください。

記

1 指定期限

年 月 日

2 連絡先

板橋区 部 課 係

〒
電話

※ この通知書は、板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第4条第6項の規定により送付しました。

様式第7号（第7条第2項関係）

年 月 日

課長 様

総務部納税課長
（公印省略）

滞納整理事務移管解除通知書

板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、滞納整理事務の移管を解除したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 滞納者

氏名

住所

宛番号

生年月日

2 解除理由

要綱第7条第1項第 号該当

3 連絡先

部 課 係

電話

担当

様式第9号（第7条第3項関係）

年 月 日

〒
住所

氏名 様

板橋区長

滞納整理事務移管解除通知書

あなたの 料に関する滞納整理事務のうち、担当課からの移管により
これまで納税課で実施してきた部分について、移管を解除したので通知します。
なお、これに伴い今後の担当は下記のとおりとなります。

記

1 今後の担当

板橋区 部 課 係

〒
電話

（なお、この通知書は、これまでの担当である板橋区 部 課 係
電話 から送付いたしました。）

※ この通知書は、板橋区強制徴収公債権に係る滞納整理事務の移管に関する事務取扱要
綱第7条第3項の規定により送付しました。